

電話事業者向け評価認証制度 (ETOC) 概要

2024年9月

電話事業者認証機構（ETOC）

一般社団法人テレコムサービス協会（テレサ）

一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）

一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）

これまでの議論・背景等

1. 概要



1. 目的

1. 利用者（今後利用を検討する者）及び業界関係者において求められる電話転送役務の提供事業者の品質（ネットワーク品質・サービス品質等）を客観的に判断できるようにするためのあり方を検討。

2. 検討概要

1. 電話転送役務の利用者向けおよび提供事業者に対するアンケートを実施。
2. 「電話転送事業者の品質に係る客観的判断のあり方に関する調査検討会」を開催、電話転送事業者の品質を客観的に判断できるようにするためのあり方の検討を実施。

3. 結論

1. 利用者・事業者アンケートの双方で、「客観的でわかりやすい事業者の評価」のニーズが強く浮き彫りになった。
2. 事業者のサービス品質のみならず、防犯・社会的信頼性を評価し、総務省や警察庁と連携しながら市場の健全性を確保していくことが必要であることが示された。
3. 社会や技術の発展にあわせて柔軟で機動力のある評価基準を設定し、より実効性の高い評価制度としていくために、民間による運営が望ましいと考えられる。
4. 周知普及が重要。評価機関や総務省が本評価制度の周知啓発をすすめていく必要がある。

4. 今後の展望

1. 業界団体など中立的な組織が、本とりまとめに沿って運営を実施する。透明性・公平性が確保された基準化、事業者の審査を実施していくことが期待される。
2. 番号指定事業者や電話転送事業者などが事業者評価を卸取引の安全性の確保として活用することで市場の健全性が担保できることが期待される。
3. 評価機関や総務省が本評価制度の周知啓発をすすめる。

4

総務省調査研究

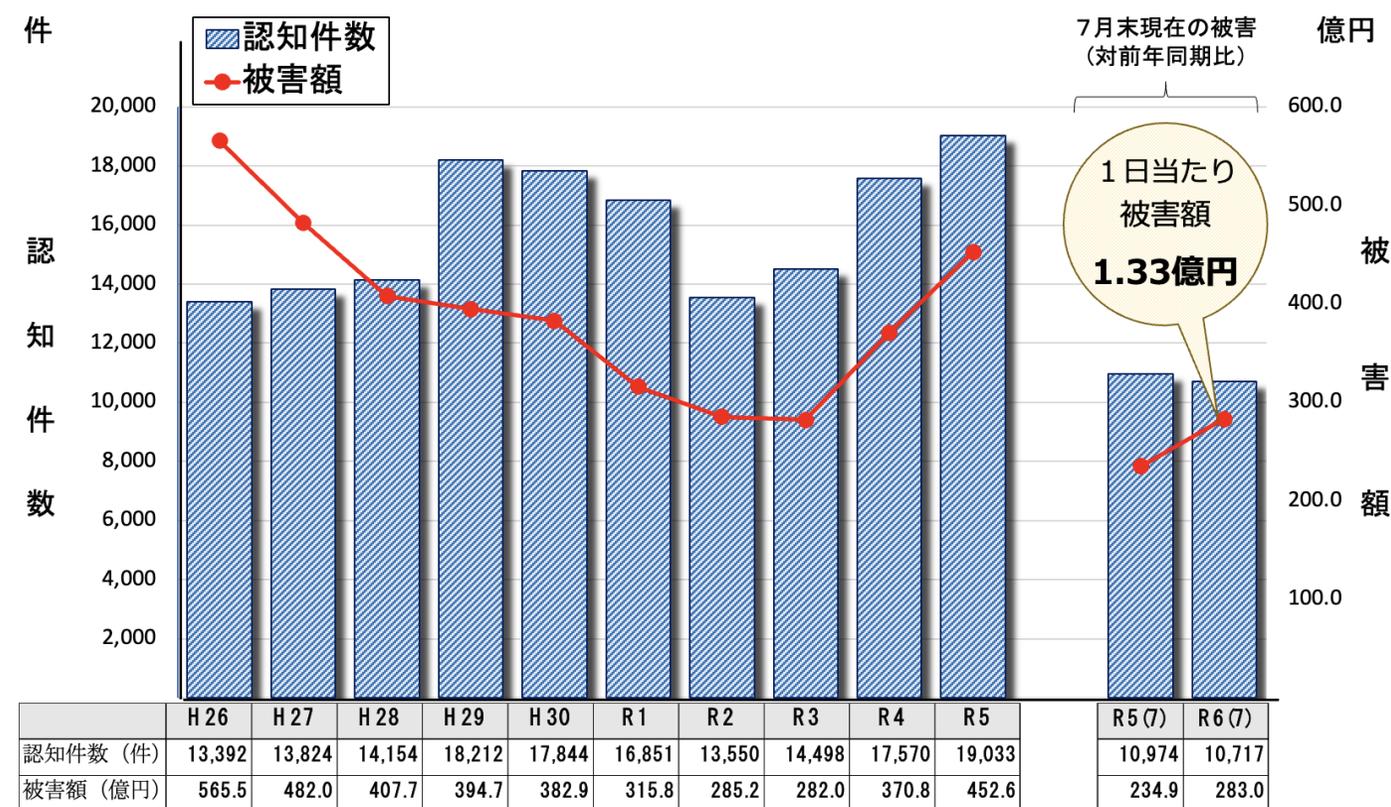
「電話転送事業者の品質に係る客観的判断のあり方に向けた検討」（2023年度）

において、事業者評価のニーズと評価組織の在り方、評価項目等についてとりまとめられた

2023年の認知件数は1万9,000件、被害453億円

特殊詐欺被害の推移

令和6年7月末現在の特殊詐欺の被害は前年同期に比べると認知件数が減少(-2.3%)しているが、被害額は大きく増加(+20.5%)し、1日当たりの被害額が1億円を超える高水準が継続。





悪質な電話転送サービス事業者等の排除に向けた取組

総務省、警察庁、関係事業者間の連携・協議の場を設け、電気通信番号制度の見直しを含め、悪質事業者の新規参入防止及び悪質事業者の排除に向けた検討・取組を推進する。

(他)

国民を詐欺から守るための総合対策

令和6年6月18日
犯罪対策閣僚会議

総務省 番号政策委員会／犯罪利用対策ワーキンググループでの議論 番号制度と事業者認証の「車の両輪」で番号流通の適正化

事業者評価制度～より実態に沿った柔軟な評価の実現

1. 現在の番号制度は最低限の規制。不適正事業者は必ず抜け穴をついてくる。
2. 並行して事業者団体として評価制度等を用意し、自主的な取組みを実施予定。民間の特性を活かし実態に即した事業者の適正性を確認評価する。制度と評価制度が車の両輪として効果的に機能。
3. 番号管理事業者から末端の卸先事業者まで、電話番号のサプライチェーン全体を、本取組（車の両輪）でカバーすることが重要。

2F 実態に即した「適正な電話事業者」の確認

設備品質・情報セキュリティ・サービス品質・
個人情報保護・防犯等の維持・コンプライアンス
不適正事業者と取引を行わない・不正時に停止する取組み

1F 番号制度に基づく規制等

番号使用計画認定の取得・取引時の確認
電気通信事業者の届出等

事業者評価制度

規制適合・事業適正性
など事業者の取組状況
を柔軟に評価する

**不正発覚時は
迅速に評価取り消し**

1. 事業者評価ではバックグラウンドチェックなど、国の制度では難しいよりリアリティのある評価を実施。
2. 事業者が不正対応を開始した場合、迅速に評価を取り消し不正拡大防止を図る。
3. 不適正事業者への資金流入の阻止。

総務省 番号政策委員会／犯罪利用対策ワーキンググループでの議論 制度面と自主的な取組の双方で対応していくことの必要性

電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿

1

- 電気通信番号は、ITU（国際電気通信連合）が定める国際的なルールによって桁数等の制約がある有限希少な資源。
- 通話サービスだけでなく、SMS等の多様なサービスにも利用されており、これらのサービスは国民の社会経済活動を支える基盤となっており、電気通信番号は重要なインフラを構成するもの。
- 固定電話網のIP網への移行やIoTの普及等によって、電気通信番号のニーズは高まっている。

あるべき姿

- 国民生活や経済活動において、有限希少な電気通信番号がニーズ等に合わせて適切に利用できる状態にすること
- 電気通信番号が使用されているサービス（固定電話、携帯電話等）を利用者が安心して使えるようにすること

- これを実現するためには、総務省（電気通信事業を所管）、警察庁（犯罪対策等）、電気通信事業者など様々な主体がそれぞれの立場で対策を講じ、連携していく必要がある。
- 電気通信事業法は、電気通信番号の有限資源性を踏まえ、その適正な管理を目的に電気通信番号制度を規定している。犯罪に利用された電気通信番号は、一定期間使用されないケースも多く、これは電気通信番号の有限資源性の観点から問題であるといえ、電気通信番号の犯罪利用については、電気通信事業法の範疇において、一定の対策を講じることが可能と考えられる。
- このため、まずは、電気通信事業法の下で講じられる対策を優先的に検討し、そのような対策の実効性を評価しつつ、新たに必要な対策について検討を継続していくことが適当ではないか。
- 並行して、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の双方で対応していくことが適当ではないか。

対策の方向性：事業者の取組

- 具体的に義務づける事業者の取組は、関係者ヒアリングや構成員等の意見を踏まえれば、① 卸先事業者に対する電気通信番号使用計画の認定の確認、② 提供番号数の制限、③ 本人確認、④ 当人確認、⑤ 与信審査、⑥ 二次卸の禁止、が考えられる。
- 一方で、取組の効果とこれを行うことによる社会的影響等を考慮すれば、① 電気通信番号使用計画の認定の確認、② 提供番号数の制限を義務づけの対象とすることが適当。
- 犯罪に関与している事業者は、そもそも電気通信番号使用計画の認定を受けていない場合、認定を受けていても他人の名義を無断で使用している場合、他人の名義を合意の上で使用している場合の3つのケースがあり得るが、上記2つの取組を義務づけることで、犯罪に関与する事業者に電気通信番号が流通することを防止する大きな成果が得られると考えられる。
- 一方で、特殊詐欺に悪用される電話サービスはこれまでも移り変わっており、対策を講じては新たな手段が登場し、犯罪に悪用されてきたことを踏まえれば、引き続き状況を注視し、必要な場合には、対策を講じていくことが必要と考えられる。
- また、制度面の対応のみならず、例えばJUSA等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度など、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の両面から、相互補完していくことが有効である。このためにも、総務省は当該評価制度を重要な取組と位置付けて支援し、業界にビルトインしていくことが重要。

各取組の実施概要と義務づけの有無

実施項目	実施概要	義務づけ
電気通信番号使用計画の認定の確認	卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認。	○
番号の提供数制限	事業実績の少ない事業者に対して大量の番号を提供しないよう制限を設ける。	○

2024/10/1 ETOC設立し、関係者から報道発表



総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

ご意見・ご提案 ENGLISH(TOP) MIC ICT Policy (English / Français / Español / Русский / 中文 / عربي)

Google 提供

総務省の紹介 広報・報道 政策 組織案内 所管法令 予算・決算 申請・手続 政策評価

総務省トップ > 広報・報道 > 報道資料一覧 > 電気通信事業者関連団体が電話サービス提供事業者向けの認証機構を設立

報道資料

令和6年10月1日

電気通信事業者関連団体が電話サービス提供事業者向けの認証機構を設立

本日、電気通信事業者関連5団体（一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会）が、電話サービス提供事業者向けの新たな優良事業者認証制度を運用するため、電話事業者評価機構（Elite Telecom Operator Certification body, ETOC）を設立しました。

電話番号を悪用した特殊詐欺の被害は、依然として深刻な状況が続いています。

現在、電話サービス提供事業者においては、総務省から一般社団法人電気通信事業者協会及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会に通知された「特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等のスキーム」に基づき、警察からの要請に応じて特殊詐欺に利用された電話番号を利用停止にする等の対応を行っています。このような取組は一定の成果が得られているものの、近年では、電話サービスの卸提供を受けた事業者自身が、特殊詐欺に使われると知りながら電話回線（電話番号）を提供したとして、詐欺ほう助の罪で逮捕・起訴されるといった事案も発生しており、電話番号が特殊詐欺に悪用される実態は複雑化しています。

このような状況を背景として、本日、電気通信事業者関連5団体（一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会）は、電話サービス提供事業者向けの新たな優良事業者認証制度を運用するため、電話事業者評価機構（Elite Telecom Operator Certification body, ETOC）を設立しました。

電話事業者評価機構は、犯罪対策等を含めた電話サービス提供事業者の体制・取組を評価し、優良事業者としての認証を行います。これにより、電話サービスの卸取引を行う事業者や電話サービスを使用する利用者が、契約時に優良事業者を選択することが容易になり、特殊詐欺に関与しようとする事業者が、電話番号を使って電話サービスを提供することがしづらくなると期待されます。

特殊詐欺に関与する組織に渡った電話番号は、利用停止の措置や関係者の逮捕に伴う事業停止等により一定期間使用されなくなるケースもあり、我が国の有限希少な資源である電話番号の効率的な利用の観点からも問題であると認識しています。

総務省としては、このような電気通信事業者関連団体の自主的な取組が、電気通信市場の健全な発展に寄与していくことを期待しています。また、総務省としても、引き続き、警察や関係機関と連携し、電話番号の特殊詐欺への悪用防止のための取組を進めてまいります。

<参考資料>

- 電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等スキームの改定（令和5年6月27日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000198.html
- 電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等の対象事業者の拡大（令和4年11月29日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban06_02000114.html



2024年10月1日

報道関係者各位

一般社団法人テレコムサービス協会（TELESA）
一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）
一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）

日本の5つの通信事業者系団体が認証団体（ETOC）を設立し、電話事業者向け認証制度を運用開始

～通信業界が一丸となり回線の不適正な取引や特殊詐欺などの犯罪利用を防ぐ～

一般社団法人テレコムサービス協会（TELESA）、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）の5つの通信事業者系団体は本日、電話事業者認証機構（Elite Telecom Operator Certification Body, ETOC）を設立し、電話サービスを提供する事業者の評価認証を開始します。

背景：

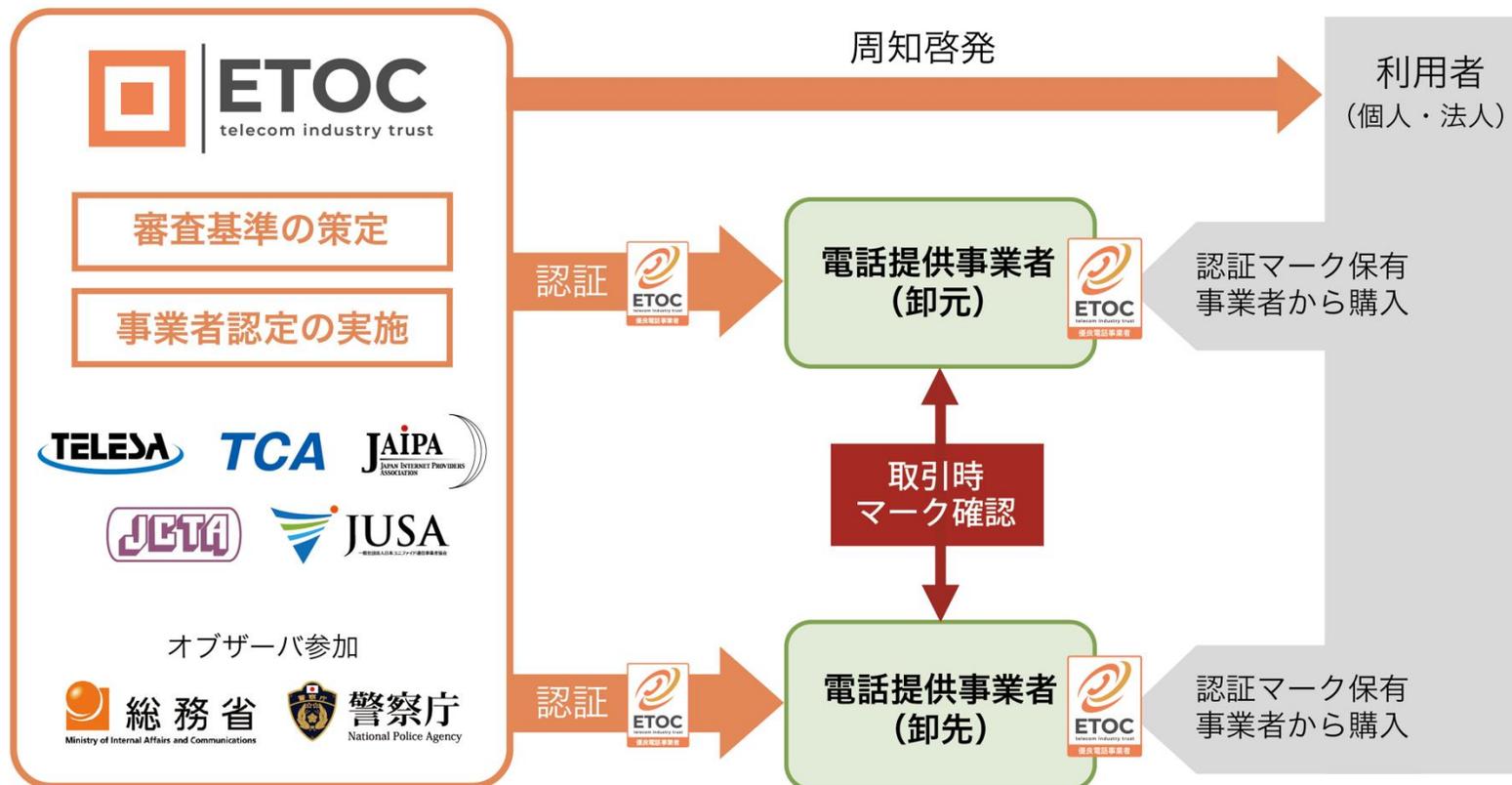
「オレオレ詐欺」をはじめとする特殊詐欺は、2014年には被害総額が過去最高の約566億円となりました。その後、警察による取り締まりの強化や、官・民が連携した予防活動、犯行使用電話の利用制限といった対策の実施等により一旦は減少に向かったものの最近再び増加基調にあり、2023年の特殊詐欺の認知件数は約1万9,000件、被害総額は約453億円となるなど依然として厳しい状態が続いています。（図1）

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000001.000150415.html>

ETOCの概要

事業者認証の仕組み（全体像）

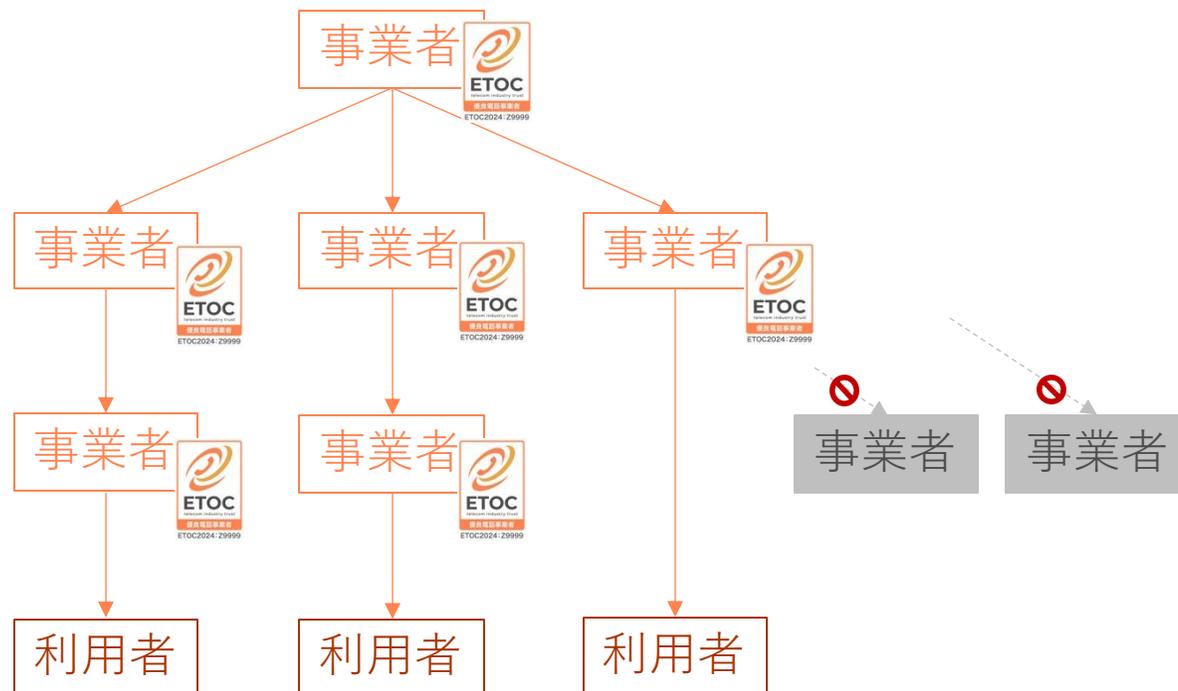
1. 認証の対象：電話番号を提供する事業者（卸事業者および小売）
2. 事業者の対応：認証取得事業者を条件に番号提供を行う等の取組み
3. 利用者への啓発：「購入時に認証マークを確認を」と周知啓発
4. 不適正事業者の認証マークは速やかに取り消し、認証取得事業者に周知



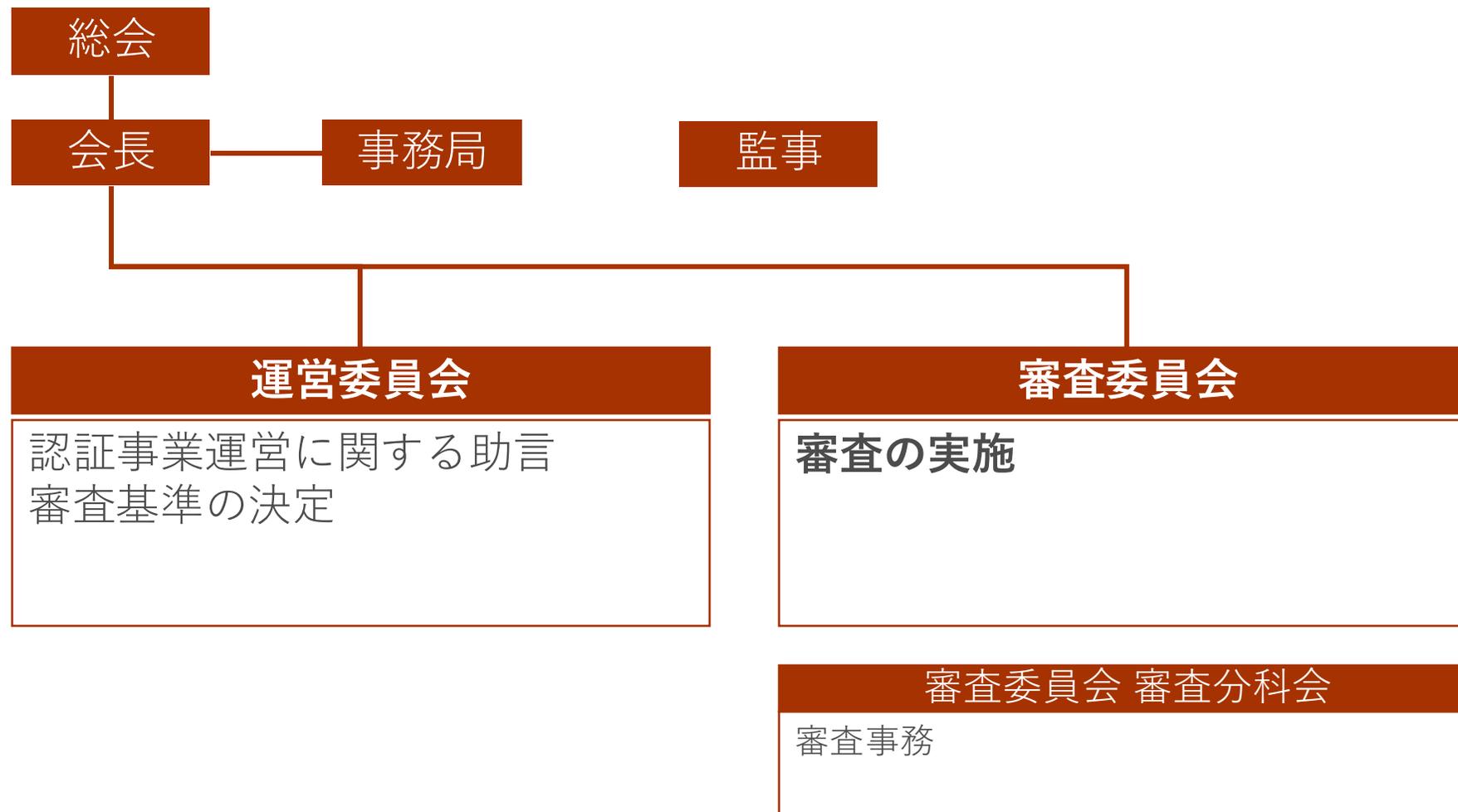
認証マーク



サプライチェーン全体をカバーして番号の適正利用を推進したい



項目	内容	備考
組織名称	電話事業者認証機構 ETOC (Elite Telecom Operator Certification Body)	
設立	2024年10月1日 (予定)	
目的	非営利	
会長	近藤 邦昭 JUSA 会長	
副会長	山本 一晴 TCA 専務理事	
副会長	久保 真 JAIPA 会長	
運営事務局	東京都港区西新橋2-8-6	
加盟団体	一般社団法人テレコムサービス協会 (TELESA) 一般社団法人電気通信事業者協会 (TCA) 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA) 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 (JCTA) 一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)	
オブザーバ参加	総務省・警察庁	
認証プログラム	電話事業者認証制度 ETOC (Elite Telecom Operator Certification Program)	



審査の流れ

1. 3つの審査ステップを確保し、确实且つ公正な審査を実施します。
2. 審査の過程で追加の確認・書類提出・聴取等を依頼する場合があります。
3. 申請・手続きは全てオンラインとなります（紙のやりとりは発生しません）
4. 登録（有効）時・および消除（無効）となったとき、その事実が既存の登録事業者に対して通知され、公開されます。



6. まとめ：評価分野・評価基準（1/2）



第三者評価にて評価に資する分野は、NW品質、セキュリティ、サービス品質、個人情報保護、社会的信頼性・防犯、消費者保護、その他の7分野。
各分野の評価基準の詳細については、検討会で得られた次の結果に基づき、電話転送事業者を取巻く環境等を踏まえ、事業者団体において検討することが望ましい。

評価分野	評価基準
NW品質	主要設備の耐広域災害に対する取組み（装置・システムの冗長化等）
	交換機の地理的分散状況（地理的に分散されているか等）
	NWの維持・監視・障害復旧日体制維持に向けた取組み
	音声品質の確保に向けた取組み（通知音等による通知の場合は対象外）
セキュリティ	通信設備・システムへのアクセス権管理状況
	安全な通信確保（バックアップ方法・頻度・復旧時間目安等）に向けた取組み
	脆弱性対応に向けた取組み
サービス品質	顧客対応（問い合わせ・クレーム）窓口等の設置状況（24時間365日受付等）
	ウェブサイトによるサービスの表示（解約手続き・変更手続きと情報開示含む）
	サービストラブル発生時の迅速なウェブサイト掲示もしくは通知の体制
個人情報保護	個人情報へのアクセスの制限（社内での制限）の方法
	個人情報保護に関する従業員教育の実施状況
	プライバシーマーク、ISMS認証等の取得状況
	プライバシーポリシーやプライバシーステートメント等の公表状況等
社会的信頼性・防犯	本人確認の実施方法（番号使用計画+aの確認内容）
	疑わしい取引に関する社内報告・情報共有のための体制整備及び取組状況
	卸先事業者に対する防犯上の措置（契約書等による再卸先への法令遵守の求め）
	本人確認・不適正利用の防止に関連する行政上の措置を受けたことがある場合、再発防止の取組み 番号停止スキームへの参加
消費者保護	消費者に対する適切な説明・重要事項の説明等
その他	継続的な信頼性確保・品質向上（提供業務に関連する外部セミナーへの参加等による継続的な研鑽とそのため体制）
	電気通信番号を卸提供する際の確認事項
	業務委託先の管理方法

審査基準は、

「電話転送事業者の品質に係る客観的判断のあり方に向けた検討」（2023年度）の報告をベースに電話事業者全般に向けた審査基準を策定中。

どのようなタイミングでETOC認証の「取得」「変更」「失効」が発生するか

1. 取得（登録）

1. 申請による実施
2. 更新申請による認証の継続

2. 変更

1. 法人名称変更
2. その他記載事項の変更

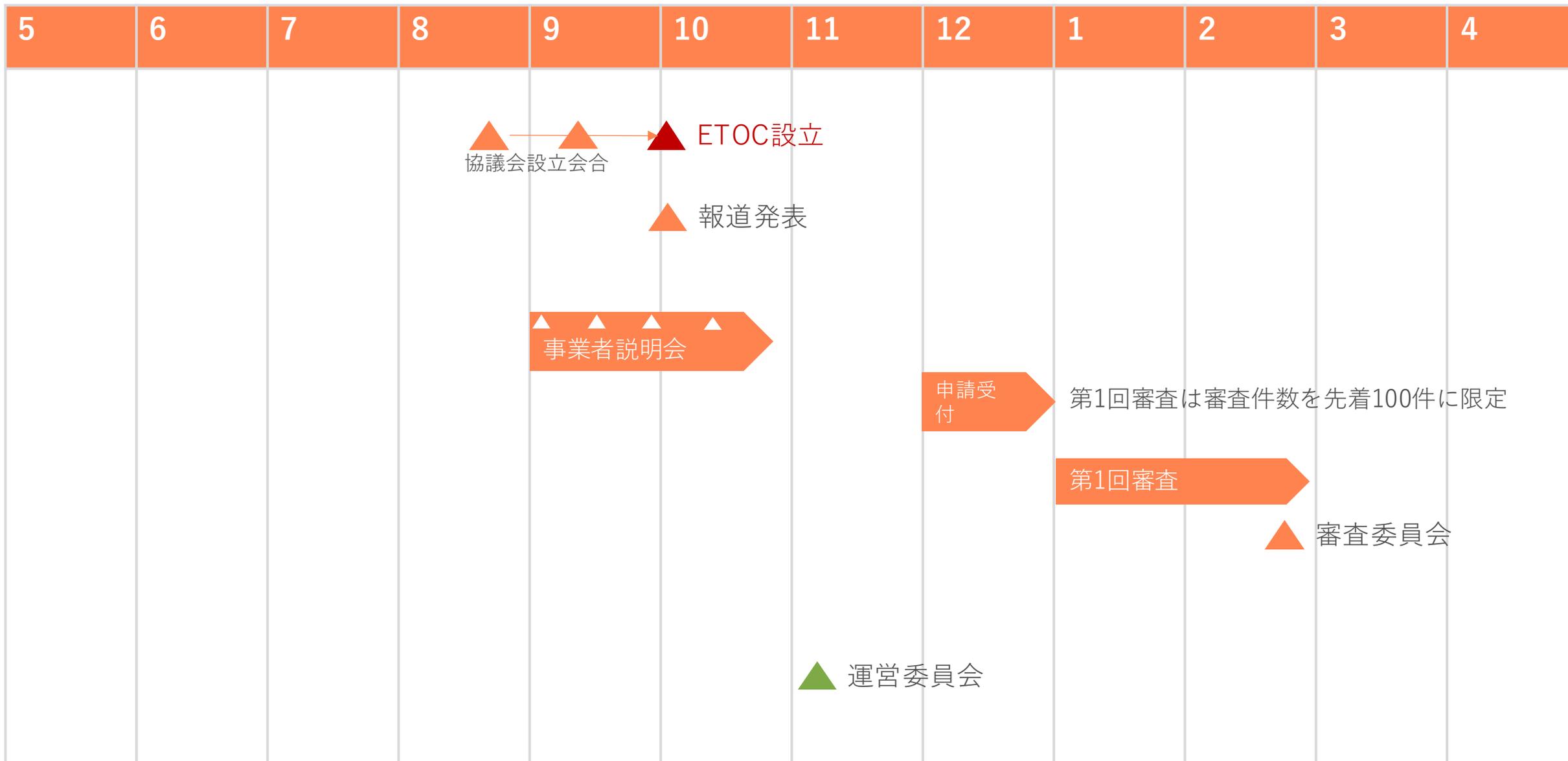
3. 失効（消除）

1. 更新手続きを行わなかったことによる期限切れ
2. 不適正利用等の行為による評価取り消し
3. 評価証明取得者自身による評価取り消しの申し出

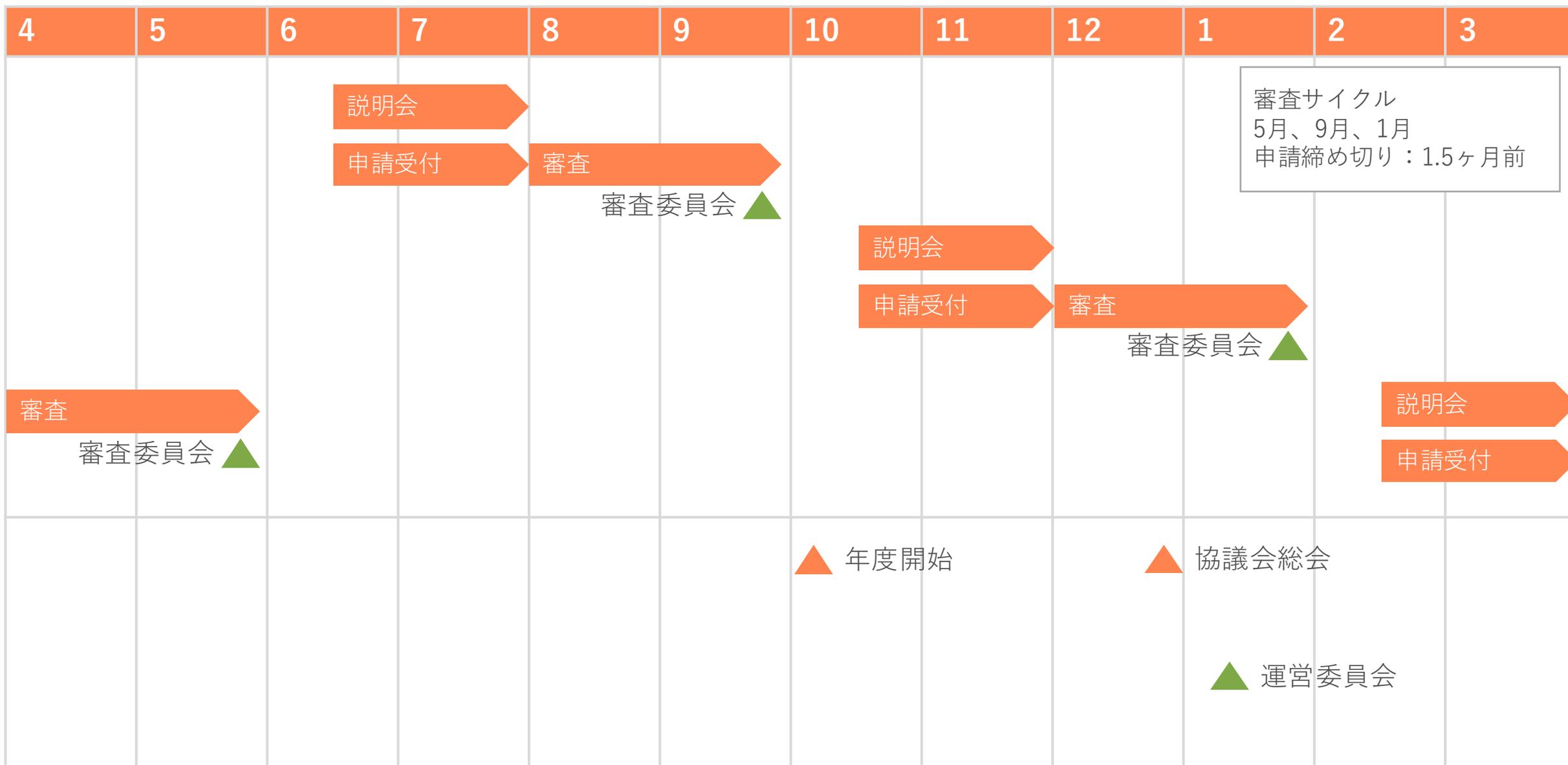
項目	割引料金 (参加団体会員事業者)	正規料金 (それ以外の事業者)
審査費用 (第1回審査限定)	5万円	26万円
審査費用 (第2回審査以降の初回審査)	8万円	26万円
審査費用 (第2回審査以降の更新審査)	6万円	26万円

参加団体の資源を用いて審査を実施することから、所属団体の正会員による申請について割引を実施します。

ETOC設立時タイムライン（2024-2025予定）



年間タイムライン (2025年以降の予定)



	Q	A
1	この認証の目指すところはなにか	善良な事業者同士が認証を保持し、認証取得事業者同士で番号取引を実施することを通じ、国内の電話番号のサプライチェーン全体の適正化を図ります。電気通信事業者が安心して卸取引できる環境をつくとともに、消費者に善良な事業者の可視化を確保します。これらにより電気通信市場の健全な発展を目指します。
2	ETOC（機構）の活動範囲は	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の認証を行います。 2. 電話番号の適正利用の推進に向け、利用者・事業者双方に対し広報・啓発活動を実施します。
3	対象事業者について、番号卸の他、電話サービスの卸提供、エンドユーザーへの提供も含まれるという認識で良いか	電話番号・回線を役務提供する事業者（卸提供・小売り提供含む）
4	対象事業者に移動体番号も含まれるのか？	含まれます。対象は全番号帯です。
5	取次店はETOCの対象か	役務提供事業者が対象です。（契約の媒介を行う場合は対象外です）
6	外国事業者に番号を卸しているが認証取得を求めるべきか。認証取得の対象か。	その想定です。国内番号を取り扱う事業者は全て対象です。外国事業者に参入障壁とならないよう、審査の英語対応を速やかに進めていきます。
7	認証の有効期限は	1年
8	事業者としての想定されるアクションはなにか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自社で取得する。 2. 卸先・卸元事業者選定の基準にする。 3. 卸事業者に対し、認証取得事業者で限定して再卸すること等を求める。 4. 取引先に認証の取り消しがされないように番号の適正利用・法令遵守を求める。 5. 利用者への周知啓発
9	認証更新時の手続きは軽微になるのか	事業内容に大きな変更が無い限りは軽微な負担となる想定です。
10	取引事業者の認証取消を知ることが可能か	認証取得・取り消しが行われた場合、認証取得事業者に対して速やかに共有されます。
11	悪質事業者による認定マーク取得の防止はどのようにするのか	審査による対応：法人の本人性確認、役員・実質的支配者等の確認、社会的信頼性の確認、必要時は現地審査や面談等を組み合わせて合理的な範囲で確認・判断を行います。多面的・柔軟性のある評価を通じて悪質事業者の認証取得を防ぎます。また認証事業者が不適正な運用を行った場合、審査委員会の審議を経て認証を取り消す場合があります。

	Q	A
1	<p>認証未取得事業者への提供を制限する時期はいつ頃のイメージか？</p>	<p>ETOCを取得していない事業者に対して販売をしないかどうかについては、まずは、各社の判断に委ねられるものであり、強制ではありません。しかし、ETOCを事業者の信用度の重要な指標として考慮いただくことが、ETOCの制度上は推奨されるし、その場合は、ETOC取得に要する期間等を考慮して、1年程度を目安と考えています。いずれにしても、卸先事業者に対しては、速やかにETOCの取得を行うよう、促していただけることを期待しています。</p>
2	<p>法的強制力があるのでしょうか 今回の認証制度は、番号規則などが改正されそれが根拠になる義務化ではないという理解で良いのでしょうか。</p> <p>「事業者が認証を取ろうとするかは任意の仕組みであるか」については、「任意である」と理解して良いか</p>	<p>法令上強制されるものではありません。一方で総務省犯罪利用対策WG報告書案では、 「対策の実効性を評価しつつ、新たに必要な対策について検討を継続していくことが適当」 「事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の双方で対応していくことが適当」 「制度面の対応のみならず、例えば（略）評価制度のような事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の両面から、相互補完していくことが有効である。このためにも、総務省は当該評価制度を重要な取組と位置付けて支援し、業界にビルトインしていくことが重要」 「引き続き状況を注視し、必要な場合には、対策を講じていくことが必要と考えられる。」とされており、電話提供する全ての事業者に対して取り組みが強く求められている認識です。</p>
3	<p>認証取得を電話番号の卸の契約条件にすること、もしくは認証有無によって契約条件を変えること（認証を保持していない事業者には1番号のみ販売するなど）は、事業者の差別的取り扱いとあたらないか確認したい。</p>	<p>電気通信事業法第6条（利用の公平）の「不当な差別的取扱い」とは、国籍、人種、性別、年齢、社会的身分、門地、職業、財産等によって、特定の者に差別的待遇を行うこととされています。</p> <p>そもそも、各事業者は、契約の都度、相手方となる事業者の信用度、財務力、市場競争力等を評価した上で契約締結の可否や提供条件の判断を行っているのが通常であり、契約には営業上の戦略が当然に考慮されています。ETOCはその取引判断を合理的に行うための情報の一つとなります（同様に、相手方がETOC認証を有していることにより卸契約の全面的承諾を強要されることもありません）</p> <p>ETOCは、取引（交渉）の相手方に対する事業者としての評価判断基準となるものであることから、ETOCの取得有無も取引実施の判断基準のひとつとして総合的に卸取引条件が決定されるものと考えております。</p> <p>また、ETOCの認証取得は、コストやアクセス性などの面からも全ての事業者に等しくオープンとしており、運用面でも、参加団体が協議して決定した公開のルールに基づく公平な取り扱いを制度的に保証しています。認証の有無を判断材料のひとつとすることが特定の事業者を不当に優遇するものではないとの考えです。</p>
4	<p>認証取得を電話番号の卸の契約条件にすることや契約条件を変えること（認証を保持していない事業者には1番号のみ販売するなど）は、事業法第121条（役務提供義務）の観点から問題ないか</p>	<p>各事業者は、契約の都度、相手方となる事業者の信用度、財務力、市場競争力等を評価した上で契約締結の可否や提供条件の判断を行っているのが通常であり、契約には営業上の戦略が当然に考慮されています。ETOCはその取引判断を合理的に行うための情報の一つとなります（同様に、相手方がETOC認証を有していることにより卸契約の全面的承諾を強要されることもありません）</p> <p>ETOCは、取引（交渉）の相手方に対する事業者としての評価判断基準となるものであることから、ETOCの取得有無も取引実施の判断基準のひとつとして勘案され、合理的且つ総合的に卸取引条件が決定されるものと考えております。</p>

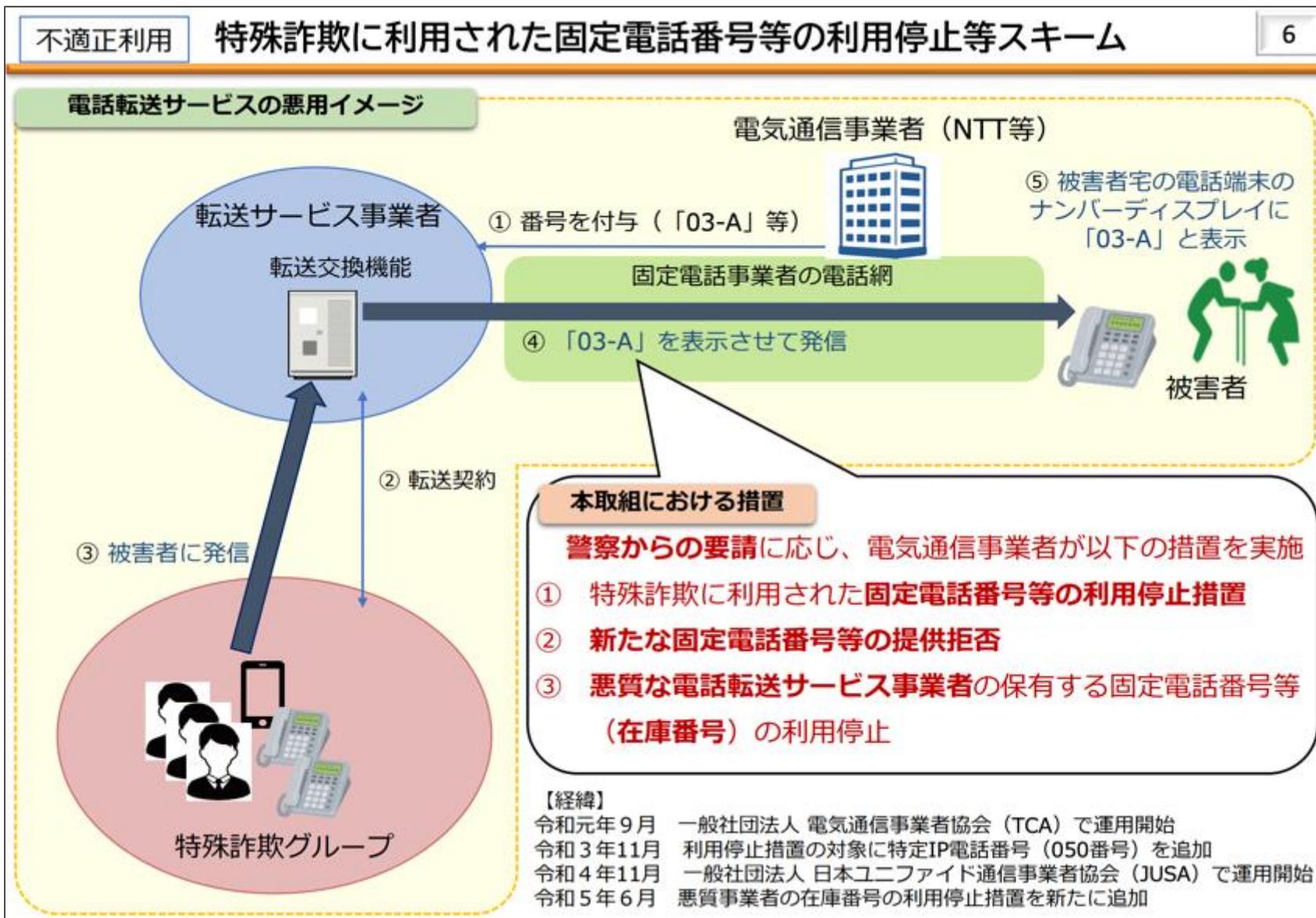
	Q	A
1	審査基準は具体的にどのようなものか	現在策定作業をおこなっております。確定時にはETOCウェブサイトでご発表します。
2	審査申請はどのように行われるのか	ETOCウェブサイト上から申請していただきます。
3	申請書類等の公開はいつ頃ですか	10月以降にETOCウェブサイトでご公開予定です。
4	認証審査の可否の理由は開示されるのか	可否いずれの場合においても申請者に理由は開示されません。
5	認証された事業者を確認する方法はあるか	ETOCのウェブサイトにて認証事業者一覧が公開されます。
6	認証取得の際は自社で報道発表していいか	自由に報道発表、ウェブ掲載等をしていただくことが可能です。
7	認証マークのデザインはあるのか	10月以降にウェブサイトで公開予定です。
8	認証はサービス毎か事業者毎か	事業者毎です。
9	認証マークを取得している卸元事業者は、認証マークを取得していない事業者と取引してはならない、という考え方になるか。認証申請時点で認証マークを取得していない卸先事業者と取引がある場合、卸元の認証取得に影響はないか	ETOC開始直後に全ての事業者がETOCを取得することが困難であるため、緩和期間を設けるような形で影響がないように対応する予定です。ただし、将来的には「サプライチェーン全体が取り組むべき」という点の実現できるようにすすめます。各事業者様から卸先事業者に対する周知と取得要請をお願いします。
10	卸サービスの場合、0ABJ以外は、卸元の番号提供事業者はエンドユーザを管理することができません。卸先が認定取り消しになった場合、卸元に影響は受けませんか	卸先事業者の認証取消によって卸元事業者の認証取消が行われることはありません。
11	事業者団体に加盟していない事業者に対しては、どのように周知や徹底がされていく予定か	<ol style="list-style-type: none"> ETOCによる周知啓発活動 卸元事業者から卸先事業者への周知・要請 によって周知される予定です。各事業者様のご協力をお願い致します。

	Q	A
1	認定拒絶または認定取消に対して再審査を要求する仕組みはあるか。	申立制度があります。
2	通話品質、特にNW品質などを評価する目的は何か	NW品質を組み入れた議論の経緯等は総務省調査研究「電話転送事業者の品質に係る客観的判断のあり方に向けた検討」（2023年度）報告に記載がありますのでご参照ください。ただしNW品質を数値化する目的ではありません。
3	参加団体の加盟は評価されるのか	加盟団体を通じて法令改正やその他の情報収集や研鑽を継続的に行っていると評価される予定です。
4	卸元は登録電気通信事業者、卸先（転送電話サービス提供事業者の多く）は届出電気通信事業者が想定される。両者の差異の多くは電気通信設備の有無と考えられるが、審査設問は共通のもので行われるのか？	共通です。各事業者団体に基準の確認を行っております。
5	初回申請を100件に限定する理由はなにか	審査業務の混乱を防ぐために初回のみ件数制限させていただく予定です。
6	初回申請の100件は参加団体所属事業者が優先されるのか	優先されません。全ての事業者に対して公平性を確保するために加盟団体非所属事業者も含めて先着順とさせていただきます。ただし、参加団体を通じてこまめな周知を目指します。



ETOCを通じて
電話サービス市場の健全性を確保していくため
ご理解・ご協力を
よろしくお願い致します

問い合わせ： sec@etoc.jp



番号利用停止等の実施状況

TCA

関係機関等と連携した取組みにより、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与してきた

実施状況は以下のとおり

- 令和5年中の利用停止等の件数(令和5年1月1日から12月31日)
 - ・ 固定電話番号 866件
 - ・ 050IP電話番号 7,302件
 - ・ 新たな固定電話番号等の提供拒否要請 6件
 - ・ 新規番号の提供拒否対象契約者等が保有する固定電話番号等の利用停止等要請が4事業者について行われ、在庫番号3,270番号を利用停止
- 令和5年末までの利用停止等の件数(運用開始から令和5年12月31日)
 - ・ 固定電話番号 12,665件
 - ・ 050IP電話番号 9,482件

※警察庁公表資料に基づき作成

総務省におけるこれまでの特殊詐欺への対応（電気通信番号制度）

10

電話番号・電話転送サービスの提供ルールの制度化

- 令和3年12月の情報通信審議会答申を踏まえ、業界団体及び主要事業者が参加する「電話番号・電話転送サービスに関する連絡会」において、電話番号・電話転送サービスの提供ルールの制度化（卸元事業者の責務の明確化）について議論し、電気通信番号計画を改正（令和5年1月1日から施行）

電気通信事業者

①卸電気通信役務であることを特定した契約の場合

- 卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認
- 卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することに合意

卸元事業者



卸契約

卸先事業者



契約の相手方と良好な連絡体制を構築

②契約約款等による契約の場合

利用者が提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、契約約款等において、電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう要請

提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること等を提供元の電気通信事業者に申告

電気通信事業者（提供元）



一般の利用者と同じ利用契約

利用者（提供先）
（電気通信事業者）

（エンドユーザー）



総務省におけるこれまでの特殊詐欺への対応（電気通信番号制度以外）

11

特殊詐欺対策について、総務省は電話を所管する立場から、以下の3本柱で、電話の悪用対策を実施

対策の柱① 携帯電話不正利用防止法（携帯電話利用者の本人確認）の執行

対策の柱② 犯罪収益移転防止法（電話転送サービス利用者の本人確認）の執行

対策の柱③ 電話番号の利用停止措置の運用

①携帯電話不正利用防止法の執行

（2006.4施行（レンタルは2008.12より対象））

- 携帯電話の契約時の本人確認を義務付け
- 総務大臣は、本人確認義務を履行していないキャリアショップ等に対して是正命令を発出

②犯罪収益移転防止法の執行

（2008.3施行（電話転送は2013.4より対象））

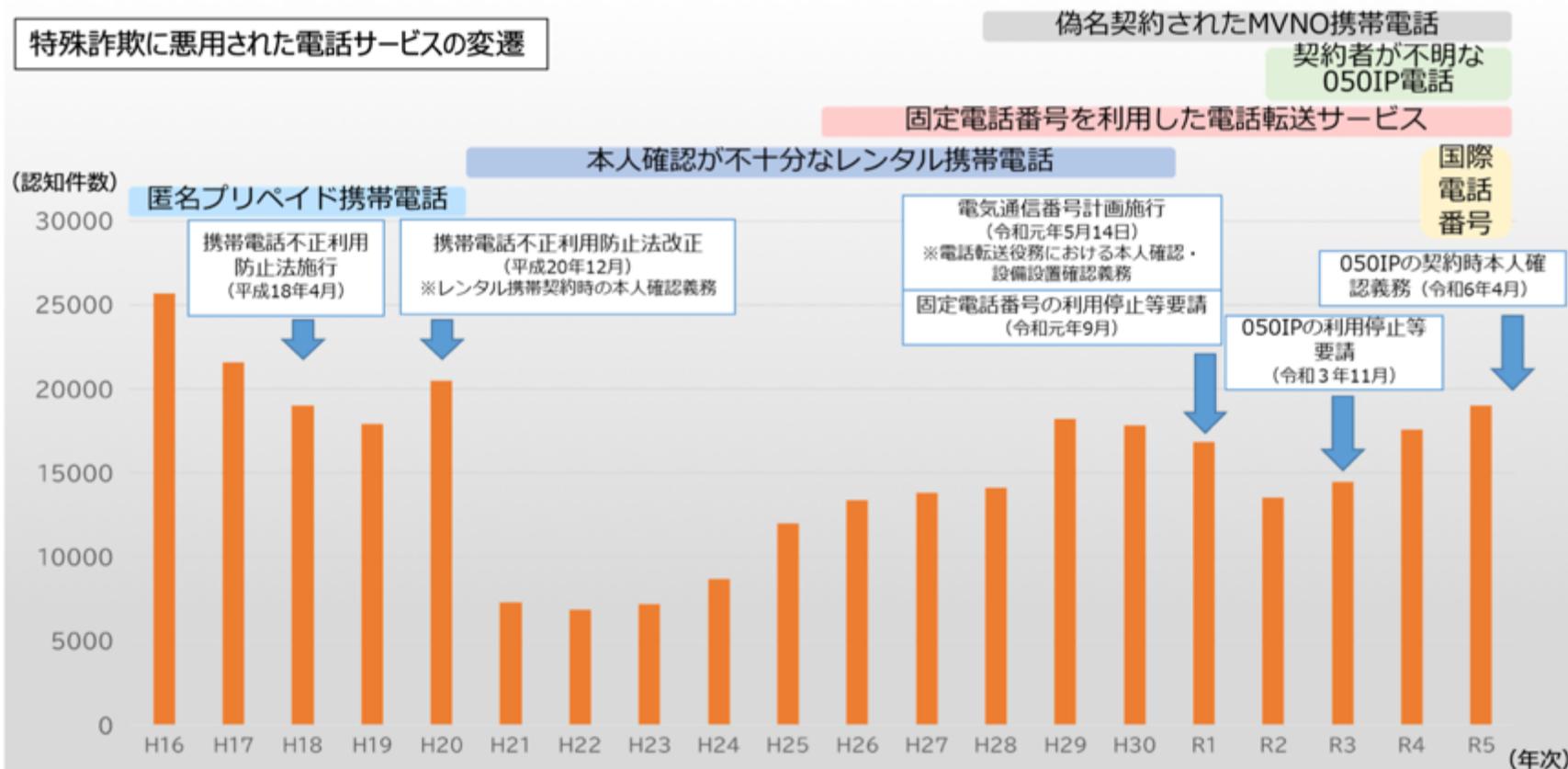
- 電話転送サービス事業者等に対して、顧客等の本人確認を義務付け
- 国家公安委員会からの意見陳述も踏まえ、総務大臣は、義務違反の事業者に対して是正命令を発出

電気通信番号の犯罪利用への対策に係る背景

- 特殊詐欺※等、電気通信番号を悪用した犯罪は従来から存在しており、**深刻な状況**が続いている。
- 特殊詐欺に悪用される電話サービスはこれまで何度も移り変わっており、**対策を講じては、新たな手段が登場し、犯罪に悪用される繰り返し**である。

※ 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。

特殊詐欺に悪用された電話サービスの変遷



<出典> 特殊詐欺認知・検挙状況について (警察庁) <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html>より事務局作成